

## 議案第101号 訴えの提起(介護給付費返還請求事件)について

### 原告

飯塚市



### 被告

飯塚市横田700番地1  
株式会社 白鳳会  
代表取締役 篠崎 耀

### 概要

- ▶株式会社白鳳会が運営する通所介護事業所「デイサービス百舞」に対して指定権者の福岡県が令和6年6月27日に運営指導を実施 →人員基準欠如による算定誤りを指摘
  - ▶当該法人は、自主点検し、介護報酬返還額が3,963,991円となる報告書を福岡県に提出する。
  - ▶県が令和7年8月29日に「デイサービス百舞」の指定取消を通知。給付費の返還は、過誤調整によって処理されるが、これができないため、法人に対して令和7年8月29日に、介護給付費返還金の支払について通知。
  - ▶いまだに納付確認ができていない。
  - ▶介護給付費の不正請求については、介護保険法により強制徴収ができる公債権と規定されている。一方、過誤による返還金については、前述した法的位置づけがなく、民法第703条による私債権となるため裁判所からの命令がなければ強制執行(差押)することができない。
- 以上のことにより、民法第703条に基づく介護給付費の債権保全のため訴訟により返還(履行)を請求するもの。

## 経過

|         |                                                                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R6.6.27 | 福岡県が運営指導を実施。株式会社白鳳会へ算定誤りを指導                                                                                   |
| R7.2.28 | 当該法人が福岡県に改善報告書を提出<br>自主点検による介護給付費返還額は3,963,991円と報告                                                            |
| R7.3.25 | 当該法人代表取締役A氏が来庁<br>返還金について分割で過誤調整したい旨の相談あり<br>→令和7年4月までに事業所の運営状況を考慮し、返還計画を提出するよう指導                             |
| R7.4    | 当該法人代表取締役A氏が返還計画についての事前協議で来庁せず                                                                                |
| R7.8.29 | 福岡県が当該事業所「デイサービス百舞」に指定取消を通知<br>同日、市は自主点検による介護給付費返還金の支払について通知<br>※(①自主点検による過誤請求分 3,963,991円、②不正請求分 1,599,134円) |
| R7.9.1  | ①について、当該法人より持参された分割返還希望の文書を収受                                                                                 |
| R7.9.5  | 当該事業所「デイサービス百舞」の指定取消日<br>同日、当該法人が②を納付                                                                         |
| R7.9.25 | 当該法人の代表取締役が変更される（A氏→現代表）                                                                                      |
| R7.10.2 | 顧問弁護士に相談 【1回目】                                                                                                |

|          |                                                                             |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| R7.10    | 分納協議をするにあたり、連絡が取れない状態になる                                                    |
| R7.10.24 | 連絡文書(分納協議のための来庁依頼)を送付するも「不在」返送                                              |
| R8.1.9   | 当該法人代表来庁のうえ分納協議するも、それ以降、連絡が途絶える                                             |
| R8.3.26  | 当該法人代表の住所地に連絡文書(分納協議のための来庁依頼)を送付するも、いまだに連絡が取れない                             |
| R8.4.24  | 当該法人及び代表者の住所地に督促状を送付するも「不在」返送                                               |
| R8.5.12  | 顧問弁護士に相談 【2回目】                                                              |
| R8.7.31  | 当該法人代表より入電があり→管理職不在のため、後日折り返すことを伝える                                         |
| R8.8     | 当該法人代表の携帯に伝言を残す(3回)も、折り返しなし                                                 |
| R8.8.21  | 当該法人代表より入電があり管理職から訴訟に向けて事務を進めていることを説明し、①を全額納付すること、8/24(月)に納付書受取のため来庁することを指示 |
| R8.8.24  | 当該法人代表より入電があり、8/21日(金)と同じ説明を実施併せて、本日中(8/24)に納付書を取りに来るよう再度伝える                |